

わが国の医師免許制度の法制化について

—『吾園叢書』所収「医師営業規則」草案より—

樋口 輝雄

日本歯科大学新潟生命歯学部医の博物館

わが国における医師の免許制度は、明治16年(1883)10月太政官布告第35号「医師免許規則」によって法制化されたが、前年15年1月施行の旧刑法第256条では「官許ヲ得スシテ医業ヲ為シタル者」(無免許医業者)への罰則を制定している。医師免許規則は『太政類典』や『法規分類大全』によれば、「医師規則」として起草され、参事院での審査を経て元老院の議定に付された。当初、医師規則第1条には「医師ハ日本国内何ノ地ヲ問ハス医術ヲ行フコトヲ得」と掲げたが、16年7月に元老院に回付した時点で当該条文は削除された。元老院での審議過程は『元老院会議筆記』に収録されており、法律名称が「医師規則」では「其区域広汎ニシテ或ハ医師ノ科学上ニ及フヤノ嫌」があることから「医術開業ノ免許規則」との趣旨により「医師免許規則」と改訂することなどを経て法文となった。

三崎裕子氏は2015年の『日本医史学雑誌』61巻2号掲載の『『近代の明治女医』誕生の経緯と背景』で第22回富士川游学術奨励賞を受賞し、2016年10月の本学会例会で「医事史料としての『吾園叢書』—明治女医・中央衛生会・伝染病他—」を講演された。『『吾園叢書』所収医事史料(未定稿)』を当日資料とされ、演者は例会時の資料をご恵与いただいた。法務図書館所蔵『吾園叢書』目録から医事や衛生関連の文書名を摘録されたもので、原文書は国立国会図書館でデジタルデータとして閲覧可能と伺った。手稿本『吾園叢書』は中央衛生会の会長も務めた細川潤次郎の旧蔵によるもので、残存する簿冊は別冊も含め91冊、憲法草案など法制史上貴重な資料を収録し、中央衛生会の議事録などには伝染病予防規則が制定されるまでの審議過程が記されている。

演者が今回報告するのは第21冊目「衛生」の題簽が貼付された簿冊に編綴された「医師営業規則」で、消し線で「営業」が消され、「其他」を追補し、表題は「医師其他規則」である。料紙は十行罫紙で版心には「草案用」「内務省」とある。紙数61枚、表題の右欄外に「中金」とあり、中央衛生会の書記を務めた中金正衡が明治14年(1881)頃に筆写したと思われる。条文は全69条で各条には詳細に註釈を付している。第一章医師営業規則は第1~40条、第二章歯医営業規則は第41~49条、第三章整骨医営業規則は第50~59条、第四章鍼灸営業規則は第60~69条である。第1条は「医師タラント欲スル者ハ年齢満二十年以上ノ男子ニシテ官立学校病院及ヒ府県公立若クハ私立ノ学校病院又ハ私塾ニ於テ医学諸科ヲ修業シ且ツ一年以上実地演習ヲ為シタル者ニシテ其卒業証書及ヒ病院其他ノ教師ヨリ授クル処ノ実習保証書ヲ以テ管轄庁ニ願ヒ出内務省ノ免許ヲ受クヘシ」だが、消し線等で「医師タル者ハ年齢満二十年以上ノ男子ニシテ医学全科ヲ修業シ内務省ノ免許状ヲ所持スル者ニ限ル」と訂正しており、逐条註釈では「仏国医律」や「和蘭医制」などを典拠としている。

医療職として「歯医」「整骨医」「鍼灸治」を含めたことは特筆すべきで、それぞれの試験科目や免許手続きなどを掲げ、「鍼灸治」の註解では、「解剖生理病理ノ真理ヲ究明セシヨリ出ル所ノモノニアラス」としながらも「彼営業者ノ技術ト民間ノ信用トヲ考察スレハ一朝行政権ヲ以テ之ヲ撲滅スルハ實際決シテ為シ得ヘキモノニアラス」と記載している。『吾園叢書』収載の草案「医師其他規則」から医師に関する条項を抽出し幾度かの改変を経て「医師免許規則」「医術開業免許規則」になったと推考するが、経緯は不明である。明治17年(1884)から施行された医師関係法規では従来の「専門科試験」を廃したが、歯科に限り「歯科ノ義ハ普通外科術トハ稍事ナル」ことから「医術開業試験規則」中に歯科試験科目を追加した。ついで18年3月に内務省は「入歯齒抜口中療治接骨等営業者取締方」「鍼灸術営業者取締方」を各々布達し、各府県でこれら営業者の取締規則を制定するよう指示した。